

個別規程 IIJ DSL/F サービス

令和 6 年 8 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(品目)

IIJ DSL/F サービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
1/256C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/256C であるもの
1/64C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/64C であるもの
1/32C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/32C であるもの
1/16C	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1/16C であるもの

第 2 条(最低利用期間)

IIJ DSL/F サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ DSL/F サービス契約」といいます。)における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第 3 条(IP アドレスの特定)

IIJ DSL/F サービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

2 契約者が IIJ DSL/F サービス契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ DSL/F サービスを利用することはできません。

第 4 条(利用資格)

IIJ DSL/F サービスを利用するには、NTT が提供する「フレッツ・ADSL」の契約者又は種類をフレッツ・ADSL タイプとする IIJ 回線マネージメント/F サービスの契約者である必要があります。

第 5 条(契約内容の変更)

契約者は、IIJ DSL/F サービスの利用に係る NTT の收容 IP 通信網サービス取扱所につき、その変更を請求できるものとします。ただし、契約者に割り当てられた IP アドレスの変更を伴わない場合に限りです。

2 契約者は、IIJ DSL/F サービスの品目を変更することはできません。

第 6 条(ネットワークの接続)

当社は、当社が定める技術基準に従って、NTT が提供する「フレッツ・ADSL」の利用に係る IP 通信網と当社が IIJ DSL/F サービスを提供するために設置するネットワーク接続装置との接続を行います。

第 7 条(品質保証)

IIJ DSL/F サービスにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙 1 の定めによるものとします。

(1) 遅延時間

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 8 条(サービスの廃止)

当社は、NTT が「フレッツ・ADSL」の提供を終了した場合、IIJ DSL/F サービスを廃止します。

第 9 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ DSL/F サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第 10 条(料金)

契約者が、IIJ DSL/F サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ DSL/F サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 11 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ DSL/F サービス契約がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

第 12 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ DSL/F サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 4 に定めるところにより IIJ DSL/F サービス契約の基本料金の減

額を行うものとしします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとしします。

2 IIJ DSL/F サービスにおいて第7条(品質保証)に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙4に定めるところにより、IIJ DSL/F サービスの料金の減額を行うものとしします。この場合において前項の減額と本項の減額とが重複するときは、当該減額の合計額は、月額費用の額をその限度額としします。

第13条(技術的事項)

IIJ DSL/F サービスにおける基本的な技術事項は、別紙5のとおりとしします。

附則

平成16年8月1日変更

この契約約款は、平成16年8月1日から実施します。

平成17年11月1日変更

この契約約款は、平成17年11月1日から実施します。

平成21年4月1日変更

この契約約款は、平成21年4月1日から実施します。

平成23年8月1日変更

この契約約款は、平成23年8月1日から実施します。

平成25年4月1日変更

この契約約款は、平成25年4月1日から実施します。

平成26年10月1日変更

この契約約款は、平成26年10月1日から実施します。

平成26年11月1日変更

この契約約款は、平成26年11月1日から実施します。

平成29年8月1日変更

この契約約款は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ DSL/F サービスにおける品質保証 [第 7 条関係]

遅延時間

(1) 保証基準

利用月における当社の基幹ネットワークセンタ(東京、渋谷データセンター及び大阪)と国内全てのネットワークセンタ及びデータセンターの平均遅延時間が、以下に示す保証値を超えないこと。

区間	保証値
国内	25ms

備考

(1) 国内区間とは、当社の基幹ネットワークセンタ(東京、渋谷データセンター及び大阪)と国内全てのネットワークセンタ及びデータセンターの区間をいいます。

別紙 2 IIJ DSL/F サービスにおける料金等 [第 10 条関係]

1 初期費用

品目	料金
1/256C	当社が別途契約者に示す金額
1/64C	当社が別途契約者に示す金額
1/32C	当社が別途契約者に示す金額
1/16C	当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

品目	料金
1/256C	当社が別途契約者に示す金額
1/64C	当社が別途契約者に示す金額
1/32C	当社が別途契約者に示す金額
1/16C	当社が別途契約者に示す金額

別紙 3 最低利用期間内解除調定金 [第 11 条関係]

IIJ DSL/F サービスの品目に応じ、第 2 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用に定める金額

別紙 4 料金の減額 [第 12 条関係]

1 利用不能時の減額 (第 12 条第 1 項関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。

2 品質保証違背時の減額 (第 12 条第 2 項関係)

月額費用の 30 分の 1 を減額するものとする。

別紙 5 技術的事項 [第 13 条関係]

IIJ DSL/F サービスにおける責任分界点は、当社通信機器と NTT の IP 通信網の相互接続点との接続点とします。